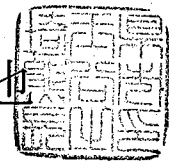


熊谷市母子家庭等高等職業訓練促進給付金
等事業実施要綱の一部を改正する告示を次の
ように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

熊谷市長 小 林 哲 也



熊谷市告示（甲）第17号

（別紙）

熊谷市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

熊谷市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成19年告示（甲）第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、訓練促進給付金の支給を受けて准看護師の養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために当該養成機関で修業する場合にあっては、通算して5年を超えない範囲内で支給することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、令和8年4月1日において現に修業している者及び同日以後に修業を開始した者に係る母子家庭等高等職業訓練促進給付金について適用する。